

島根県医療施設等アスベスト除去等整備促進事業費補助金交付要綱

(通則)

1. 島根県医療施設等アスベスト除去等整備促進事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2. この補助金は、各病院におけるアスベスト含有保温材等（アスベストをその重量の0.1パーセントを超えて含有する保温材、耐火被覆材又は耐熱材をいう。）の使用状況等の調査に要する経費を補助することにより、当該調査の実施を促進し、アスベスト等の除去等の措置を推進するものであり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養育力の充実等を図ることを目的とする。

(交付対象事業)

3. この補助金は、次の事業（以下「交付対象事業」という。）を交付の対象とする。
平成18年2月3日医政発第0203005号厚生労働省医政局長通知「アスベスト対策事業の実施について」に基づき実施するアスベスト除去等整備促進事業

(補助事業者)

4. 県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、アスベスト含有保温材等が施工されているおそれがある場所を有する病院の開設者（以下「補助事業者」という。）とする。

(交付額の算定方法)

5. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
アスベスト除去等整備促進事業	1棟あたり 250千円	病院の石綿含有保温材等の使用 状況等の調査に必要な請負費	定額

(交付の条件)

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 県から間接補助金（国から交付される統合補助金を財源の全部又は一部とした県からの補助金をいう。以下同じ。）の交付を受けて行われる事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、県知事の承認を受けなければならない。

- (2) 間接補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、県知事の承認を受けなければならない。
- (3) 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、県知事の承認を受けなければならない。
- (4) 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 間接補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (8) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、県知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (9) 間接補助事業者が日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会等（以下「公的団体」という。）又は民間事業者である場合、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (10) 間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙4により速やかに県知事に報告しなければならない。

なお、間接補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、県知事に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (11) 公的団体又は民間事業者が間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

（事業計画の策定）

7. 県知事は、必要があると認めるときは、この補助金の交付の申請をしようとする者に対して、別紙1による事業計画の提出を求めることができる。

（申請手続）

8. この補助金の交付の申請は、別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、別途示す期日までに県知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

9. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月10日までにを行うものとする。

(概算払)

10. この補助金は、県知事が必要があると認める場合は、概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

11. この補助金の事業実績報告は、別紙3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、県知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

12. 県知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について、返還することを命ずる。

(その他)

13. 特別の事情により5、7、8、9及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則(令和5年9月22日医第745号)

1. この要綱は、令和5年8月25日から適用する。